



悪質商法から高齢者を守る！

なごや見守り情報 第41号

自宅を訪問して **格安で** 貴金属などを買い取る業者にご注意！

貴金属などの
訪問買取

事例

高齢の母の家に突然「不用品を買い取ります」と業者が訪ねて来た。「古い貴金属はないか」と言われて出した指輪など数点を、1万円で買い取って行ったという。あとで、やはり指輪を返してほしいと思ったが、業者の名前も連絡先も分からない。

アドバイス

- ・自宅への訪問でも消費者が売る立場の場合、クーリング・オフはできないため、**返品を求めても取り戻すことは困難**です。
- ・不用品の買い取りと言いながら、高価な貴金属や着物などを出すよう強く言われ、**冷静な判断ができないまま、安い金額で契約**してしまうケースもあります。
- ・業者の住所や電話番号を確認し、買い取る際の価格や条件などを記載した書面を受け取ることも必要です。
- ・健康保険証などで本人確認をされますが、信頼できる業者でなければ**安易に見せてはいけません**。
- ・貴金属を見せている時にその場を離れ、あとで品物がなくなっていることに気付いた、という事例もあるので注意が必要です。

被害に遭わないために！

- 買い取ってもらうつもりがないなら、きっぱりと断りましょう。
- 一人で業者に対応しないようにしましょう。
- 業者に古物商許可証の提示を求め、内容を書き留めておきましょう。
- ◎居座ったり脅された時は、警察へ連絡を。
- ◎おかしいと感じたら、すぐに消費生活センターへ相談を！



わからぬことは、センターへ聞いてね

名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL 052-222-9671

土・日 TEL 052-222-9690

・祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)